

1 永井 明 議員

- 1 大火を振り返って
- 2 岩内史年譜の整備について
- 3 災害に強い街づくりについて
- 4 地域公共交通の確保について



1 大火を振り返って

私は、平成24年第3回定例会において、志政クラブを代表いたしまして、一般質問をいたします。

昭和29年9月26日夕刻、台風15号が日本海を北上して北海道を直撃。全道各地に大きな災害を残して通り魔のごとく去った。

この台風により、1,500余名の尊い人名を奪い、痛ましい悲劇を巻き起こした青函連絡船「洞爺丸」の沈没事件があまりにも大きな衝撃であったため、他の災害はほとんど顧みられなかった。

なかでも岩内町の大火（出火26日午後8時15分）は、翌日の号外新聞でも中火程度の扱いで、しかもその内容は正確さを欠いた。

それは大火のため岩内町の中心街のほとんどが焦土と化し、通信機関もすべて破壊され、全くその機能を喪失したため、道庁に大火の第一報が入ったのは、深夜になってからであった。

この大火は、岩内町字相生の木造2階建てアパートの一室から出火。大の男が立ってられないほどの強風となり、火勢鎮火時刻は27日午前6時頃、延焼時間約10時間、その間に35名もの死者を出し、消失家屋3,298戸（全町4,466戸中）建物等の損害額約100億円（当時）となった。もはや岩内町は再起不能と報じられるほどの被害を被ったのである。

時あたかも岩内の生命であるスケソ漁業着業期を目前に控え、発動汽船の約半数94隻を失い、北の国に冬迫る9月、住むに家なき被災者17,223名を出してしまったのであった。

この大火による消失区域は、面積にして、約106万平方メートル、9字区域の広範囲に及び、旧市街地の3分の2はほとんど灰燼に帰した。従って町の繁華街はほとんど全滅した。

この岩内大火は戦後全国の大火でも昭和27年の鳥取市大火、昭和22年の長野県飯田市の大火とともに3大大火といわれており、大正以降の道内大火では昭和9年の函館大火に次ぐ2位の恐るべき大災害となったのである。

この文章は大火50周年を期して岩内郷土史研究会から出版された岩内大火記録集「水が燃えた」からの抜粋であります。

2011年3月11日に発生した東北大震災以来、国あるいは自治体による災害への備えの充実、拡大が望まれ、加えて国民、あるいは町民一人一人が自分自身、あるいは地域の安全を守るための意識の向上が望まれている昨今であります。

岩内町は29年の大火において甚大な被害を被るとともに貴重な体験、教訓を得ました。

温故知新といいますが、過去の体験を生かし今後いつ襲ってくるかわからない災害に対する備えを十分にしうる土壌を持っているものと思われま

す。再起不能とまでいわれた町を多くの皆さんの支援を受けて奇跡的な復興と賞賛されるほどまでに取り戻した岩内魂は後世に長く伝えていかなければならないことでしょう。

そのためには、歴史の事実としての資料の収集、編纂、そしてそこから得た貴重な体験を今後どの様に活用していけるのかの調査・研究を重ね、後世に伝えるための町の正式な資料文書として保存していくことが必要と思われま

すが、町長の見解をお聞かせ下さい。又、私は長い間一つの疑問を持っておりました。それは、先の大火において35名もの死者が出、災害の犠牲となっておりますが、その方々を追悼し慰霊するという儀式が何故行われてこなかったのかということでもあります。

昭和31年9月26日に大火殉難者合同慰霊祭が一度行われて以来今日までまったくおこなわれておりません。

諸事情があったのかかもしれませんが、来る平成26年は大火発生以来ちょうど60年の節目の年に当たります。これを契機に犠牲者の追悼・慰霊の場を町として設けるべきと考えますがご見解を伺います。加えて、防災意識の向上に資するため、命名は別に考えるとして9月26日をメモリアルデーとして制定すべきと考えますが併せてお答え下さい。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、大火の資料を後世に伝えるため町の正式な資料文書として保存していくことが必要とのことであります。

昭和29年9月26日に発生した岩内大火は、罹災人口 17, 223人、焼失家屋数は全町の8割に当たる 3, 298戸、死者行方不明者は38名を数え、岩内町史の中で最も悲惨で甚大な被害をもたらした、「未来永劫」忘れることの出来ない災害であります。

この大火により、多くの町民は、生活資材・財産を奪われるとともに、産業・経済・生活・文化すべての基盤が焦土と化し、町の存亡に関わるような非常事態に陥りました。

しかしながら、多くの支援を頂きながら町民一丸となって町の復興に取り組まれ、今日の岩内町の礎が築かれたところであります。

こうしたことから、この岩内大火を風化させないため、学校教育では小学校3, 4年生で活用している社会科の副読本「わたしたちの町いわない」で3ページにわたり記述がなされ、岩内大火とその後の町の復興について学んでおります。

また、岩内町郷土館では、岩内大火から50年の節目の年である平成16年に特別展示が開催され、併せて岩宇郷土史研究会が岩内大火記録集「水が燃えた」を発刊しております。

更には、岩内消防署においては、大火があった26日にちなんで、毎月26日を防火の日と位置付け、消防団員が啓蒙活動を実施しております。

このように岩内大火という大災害を風化させることなく、後世に伝えていくための取り組みは行われておりますが、町としてもこの役割を担わなければならないものと認識しております。

つきましては、これまで町が収集・編集した岩内大火に関わる資料文書については、現在、岩内町郷土館で保管しており、今後も町の歴史上の貴重な財産として維持管理するとともに郷土館での展示等で有効に活用して参ります。

2 項めは、大火犠牲者の追悼・慰霊の場を設けるべきとのことであります。

岩内大火では、35名の尊い生命が失われていることから、大火があった昭和29年11月13日に合同慰霊祭がしめやかに挙行されているところであります。

また、昭和31年9月26日には、大火殉難者合同慰霊祭が行われておりますが、その後の慰霊祭の実施については、記録に残っていないことから町による実施はなされていないものと思われまます。

長年、慰霊祭が実施されてこなかったことから、今後新たに実施するには、犠牲になられた遺族の方々もかなりの高齢になっていることや、住所確認が難しいなど、課題も多くあるものと考えられることから、実施には消極的にならざるを得ないものと考えております。

しかしながら、9月26日が岩内大火の日であることを町民の方々に伝え嗣ぐためにも、防災行政無線や町広報、消防署によるサイレンなどを活用しながら、岩内町にとって特別な日であることを改めて認識いただくための取

り組みについて検討して参ります。

3項めは、防災意識の向上に資するため9月26日をメモリアルデーと制定すべきとのことでもあります。

平成23年3月の東日本大震災や近年の集中豪雨などにより、各地で様々な災害が発生し大きな被害をもたらしていることから、町民の方々の防災意識の高まりは年々向上しており、行政の防災対策への関心も高まっていると感じております。

また、国においては、昭和35年に関東大震災にちなんで9月1日を「防災の日」と定め、これを含む1週間を防災週間とし、社会全体で防災力の向上に努めております。

こうしたことから、9月26日は町民にとっては、火災を含め防災を意識する特別な日であることは間違いのないところではありますが、町としては国で防災の日を定めていることから、この点も含め他町村の制定動向を調査して参ります。

いずれにいたしても、岩内町として災害に強いまちづくりを目指し、町民の生命と財産を守るため防災対策に取り組んでまいります。

< 再質問 >

ただいま町長から答弁をいただきましたけども、大火の記録を後生に残すという作業は、各機関それぞれに行っているということは承知をしております。

しかし、今、平成25年度現在に至ってですね、町内でこの岩内大火の話をしてですね、通じない場面が徐々にあります。

それはなぜかという時代進化とともに風化をしているということであろうかと思われます。

災害に対するそうゆう備えだとか、何かというものの一元的にまとめてそれに対する備えを行っていくということは、一元的には町に責任があると思われます。

ですから私は、ゆっていることは町として統一したそうゆう資料を編さんして、長く後生に残して誰でも昭和29年の大火というものは大変悲惨な災害であったということを忘れないようにするための資料として、残すべきだということをゆっているわけでありますので、その点については再度ご検討をいただいて、ご答弁をいただきたいと思います。

また、慰霊祭についてはですね、私は慰霊祭を開けとは言っていないんですね。

慰霊の場を町としてお考えになったらいかがですかということをやっているわけです。

先程も述べたとおり大正以降北海道で1番とも言われておる、昭和9年に起こった函館大火は、函館において2012年昨年においてまでも、未だに慰霊祭を続行しているわけですね。続けているんです。

そして、慰霊堂まで建ててその当時の犠牲者に対する慰霊に対する追悼の意を表しているんです。

先程町長の答弁を聞くと、何か今更ですね死んだ人も何もわからないから、出来ないんだというような聞こえ方をしましたけども、そんなことはないんです。

ですから、それを今後改めるということはですね、非常に大きな異議があって、そして、来年は60年の節目ということですから、そうゆう場を利用してですね、今後に向けて施策をするというべきだということを私は主張しているわけで、是非再考をお願いをいたします。

それから、メモリアルデー9月26日のメモリアルデー確かに国では、防災の日として他に制定はしてはしますが、岩内町は岩内町ですから、岩内町今、過去にもこれからも起こってほしくないような災害を経験しているわけで、また今、防災に対する意識の向上が求められている現在ですから、この9月26日を是非とも岩内町独自の防災の日、名前は別としてですね、防災を考える日として制定を強く求めるものであります。

【答 弁】
町 長：

1点目は、町にある様々な大火資料を一元的に保存していくべきとのご質問であります。

岩内大火に関する収集した資料については、現在、岩内町郷土館で保管しておりますが、他の機関でも収集した資料もあることから、今後は、町が一元的に管理し、今後、編さんするなど有効活用できるよう検討いたします。

2点目は、大火犠牲者の追悼・慰霊の場を設けるべきとのことですが、来年が岩内大火から60年の節目の年になることから、町民の方々に対し、9月26日が岩内大火の日であることを積極的に啓蒙してまいりたいと考えておりますが、慰霊の場を設けることについては、種々検討を要するものであり、慎重に対応して参ります。

3点目は、防災意識の向上に視するためにも、町独自で9月26日をメモリアルデーとして制定すべきとのご質問であります。

9月26日が岩内大火の日であることは、今後も未来永劫伝え嗣がなければならぬものとは考えておりますが、防災の日として独自に制定することについては、大火に見まわれた他の市町村の事例も調査し、検討して参ります。

2 岩内町史年譜の整備について

町史年譜は町史の変遷推移の概要を考察し、併せて幾多先人の業績を偲ぶ資料であり座右に備えて町政進展の一助として活用されたいと記されております。

昭和24年第1版が刊行されて以来、昭和38年、昭和45年、昭和58年、平成14年第5版と追加編集され現在に至っております。

年度ごとの主立った出来事が記述されており先に述べたように町政の進展等を顧みる折りの貴重な資料となっております。

しかし、第5版が発行されて以来10年以上の月日が過ぎており、記述も平成10年で終了しております。

15年間といえは短いようで長い期間でありその間、種々の出来事も起こっていることと思います。

過去においても約15年刻みでの追加発行となっているようであり、町民の間でも年譜の追加発行が期待されておるやに伺っております。

については、第6版の編集に向け補助し、発行を促進するお考えはないかお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

岩内史年譜につきましては、昭和24年に1級町村施行50周年を記念し、郷土史研究家佐藤弥十郎氏によって初版が発刊され、直近では平成14年3月に町政施行百周年と郷土館開館30周年を記念して、岩内町が第5版を発刊したところであります。

岩内史年譜は、B6サイズで印刷・編さんがなされ、コンパクトであり、町史の変遷推移が年表として構成されていることから、解りやすい資料として有効活用されております。

こうしたことから、町民の方々から好評をいただいております、再版の要望もあることも聞いております。

しかしながら、これまでの年譜は、町政施行や郷土館開館の節目に合わせて発刊されているケースが多いことから、発刊のタイミングなども考慮しなければならないものと考えております。

いずれにいたしても、第5版の年史が平成10年までとなっていること、編集作業にあたっては一定の期間を有することから、次回の発刊への検討・準備に着手する時期にきていることも認識をしているところであります。

つきましては、第5版の岩内史年譜は、岩内町が発刊しておりますが、編集は教育関係団体が行っておりますので、今後、こうした団体とも発刊時期や方法などの協議を進めることとし、場合によっては編集作業に対し、必要な財政措置の検討もしなければならないものと考えております。

3 災害に強い街づくりについて

岩内町においては、平成22年、23年と台風の影響による大雨で浸水等の被害が発生しておりますが、先月27日の集中豪雨においても、被害が発生しております。

先月の状況をお聞きいたしますと、側溝や排水路などから溢れた雨水が道路等に流れ出て冠水したとのことですが、昨年も同じような状況であるとのことでもあります。

こうした状況を解消するためには、側溝等の改修や改善、あるいは新たなルートでの側溝を整備するなど抜本的な対策が必要と考えますが、この対応についてご答弁をいただきたいと思っております。

【答 弁】

町 長：

8月27日の豪雨により、町内では床下浸水が1ヶ所、さらに、国道229号及び町道公園通りでは一時的な道路冠水が発生し、家屋への雨水侵入を防ぐため、土のう積みによる対応を10ヶ所実施したところであります。

これらの被害は、短い時間での降雨量が多かったことに起因しておりますが、このことは、個人での施工も含め、舗装などの面積増加により雨水が地下に浸透しづらく、流末までの雨水到達速度が速くなっていることや、被害が発生した周辺の側溝や排水管は、短い時間での強い降雨に対しては流下能力が低いことなどから発生したものと考えております。

こうしたことから、町としては今後も予想される集中的な豪雨からの被害発生を防ぐために、より安全な排水施設の必要性を強く認識しているところであり、このため、平成24年度からの3カ年計画で排水計画策定業務に着手したところであります。

この計画の平成24年度の業務内容としては、基礎調査として流末となる河川や冠水危険区域の状況等の調査を行い、現況の解析を行ったところであります。

平成25年度はこれら冠水危険区域の対策手法の検討と計画期間の設定を行い、これに基づく優先順位を決定する計画にしており、最終年の平成26年度では、改修工事や新設工事实施に向けた詳細設計を行い計画的に整備していく予定であります。

したがって、この計画に基づく工事の進捗により、冠水危険区域の排水施設強化が達成できるものと考えております。

また、工事实施にあたっては、多大な費用と期間を要するものと判断しておりますが、その間の当面の対応といたしましては、側溝清掃等を実施して現状の流下能力を保持するよう努め、加えて、雨天時のパトロールなど維持管理体制を強化しながら管理を行ってまいります。

さらに、今回被害が発生した箇所については、応急的な対応でも一定の効果が見込めるかを検討し、効果が見込めると判断できる箇所については、今後応急対策を行いたいと考えております。

4 地域公共交通の確保について

岩内町における公共交通機関としては、中央バスが運行する札幌方面と円山方面、神恵内方面。ニセコバスが運行する寿都方面と倶知安方面の5路線となっており、いずれも地域間を結ぶ路線として整備されておりますが、町内を循環する公共交通が確保されていない状況にあります。

また、岩内町も高齢化が進み運転免許証を返納する方、免許証の更新をしない方などのお年寄りも増えてきているように聞いております。

こうした方々をはじめ交通手段を持たない方々にとって、通院や買い物に大変不便を感じている実情にあります。

そこでお聞きいたします、昨年(2022)の第2回定例会において同僚議員が質問をされておりますが、町長は「平成24年度に予定している視察先の候補地の選定を進めている。情報収集を行っている。」と答弁しておりますが、1年を経た現在はどうのような進捗状況となっているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

【答 弁】

町 長：

地域公共交通の確保については、高齢化社会の進展を背景に、今後のまちづくりを進める上では、喫緊の課題であるとの認識にたち、平成22年度より先進地視察等を実施するなど、調査・研究を進めてきたところであり、平成24年第2回定例会においては、引き続き調査・研究を継続する中で、2～3年を目途に公共交通の計画案を策定するとの、ご答弁を申し上げたところでもあります。

計画策定の目的とするところは、地域に最適な交通手段の確保及び高齢者等が外出しやすい町づくりを推進するために、当地域でどのような運行体系が望ましいかなど、利用者の視点に立った地域公共交通を確立するものであり、現在、計画策定を推進していくために必要となる、交通事業者や関係団体、地域住民で構成する「(仮称)岩内町地域公共交通活性化協議会」の設立に向けた準備を進めているところであります。

また、この1年間において町では、計画策定や協議会設立、国の補助制度活用に向けた手順等について情報収集を行うため、昨年10月には留萌市役所への先進地視察、本年1月と4月には北海道運輸局を訪問し、意見交換を実施したほか、北海道バス協会などの主催によるセミナー及びシンポジウムに参加し、国の支援策の動向、他の自治体における成功事例や失敗事例等について情報収集を行ってきたところでもあります。

今後のスケジュールとしましては、今年度中に庁舎内検討体制を構築したのち、協議会を設立する予定としており、来年度以降においては、引き続き協議会を開催し、検討結果を踏まえた上で、国の補助事業活用を視野に入れながら、ニーズ調査および交通計画の策定を進めていく予定としております。